

## 令和3年第11回教育委員会会議

### 1 日 時

令和3年8月24日（火）

開会 13時30分

閉会 14時44分

### 2 場 所

県庁行政庁舎 11階 1109会議室

### 3 出席者

徳田博教育長、新屋長二郎委員、新家久司委員、眞鍋知子委員、高野勝委員

### 4 説明のため出席した職員

飯田重則教育次長、杉中達夫教育次長、塩田憲司教育次長、松田豊久教育次長兼庶務課長、江尻祐子教育次長兼学校指導課長、岡橋勇侍教職員課長、清水茂生涯学習課長、山下幸則文化財課長、居村吉記保健体育課長

### 5 議案件名及び採決の結果

議案第26号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について（原案可決）

議案第27号 令和4～6年度使用石川県立中学校教科書の採択について（原案可決）

議案第28号 令和4～6年度使用石川県立特別支援学校中学部教科書の採択について（原案可決）

### 6 報告事項

報告第1号 夏休み期間中における児童生徒の新型コロナウイルス感染防止対策について

報告第2号 教職員の多忙化改善に向けた3年間の取組の総括について

### 7 審議の概要

#### ・開会宣告

徳田教育長が開会を告げる。

#### ・会議の公開・非公開の決定

議案第27号及び議案第28号は教科書採択に関する案件のため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを、全会一致で決定。

#### ・質疑要旨

以下のとおり。

議案第 26 号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について（松田教育次長兼庶務課長説明）

本議案につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条において、教育委員会は、所管する事務の管理および執行状況について、点検および評価を行い、公表することとされておりますので、その内容をお諮りするものでございます。

なお、この報告書の作成に当たりまして、教育委員の皆さま方にご意見を頂戴した他、学識経験を有する方として、金沢美術工芸大学の桑村教授、金沢大学の原田准教授のお二方から、点検評価に対するご意見を頂き、報告書に反映させております。

それでは、概要につきまして、新規・拡充事業を中心に、お手元の報告書（案）、議案第 26 号別冊資料で説明をさせていただきたいと思っております。別冊資料の 1 ページをお願いいたします。

一つ目の柱は、「新型コロナウイルス感染症と共生していく学校運営」でございます。

「学校における新型コロナウイルス感染症対策」につきましては、昨年 3 月から 5 月末までの休校に伴う授業の遅れを取り戻すため、夏休み等を活用して授業を行うに当たり、限られた時間で集中的に授業を進める中で、児童生徒が授業の内容を十分理解できるよう、要望のあった小・中・高校に、教員を志望する大学生を学習サポーターとして配置いたしました。

また、校内の清掃や消毒作業の補助を行うスクール・サポート・スタッフを希望する小・中・高校および特別支援学校に配置するとともに、1 台に乗車する児童生徒の数を定員の半分以下とするため、特別支援学校のスクールバスを増便するなど、学校現場における感染防止対策に取り組んでおります。

2 ページをお願いいたします。二つ目の柱です。「いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材の育成」でございます。こちらにつきましては、もう 1 枚おめくりいただきまして、5 ページをご覧くださいと思います。5 ページの下ほどの「小・中・高等学校を通じた英語教育の充実」につきましては、「読む・書く・聞く・話す」といった、いわゆる英語 4 技能 5 領域を総合的かつバランスよく育成するため、小・中学校においては、新学習指導要領の趣旨に基づく授業映像資料集を全校に配布し、教員の授業実践事例を共有し、授業改善を図るとともに、金沢大学と連携し、小学校に、大学教授をアドバイザーとして派遣し、指導法や評価法の改善に向けた指導・助言を行っていただくとともに、新学習指導要領全面実施の円滑な移行に向けて、中学校の全英語教員を対象としたセミナーを実施するなど、教員の指導力向上を図ったことを記載しております。

7 ページをお開き願います。三つ目の柱は、「学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力の育成」でございますが、こちらにつきましては、もう 2 枚おめくりいただき、11 ページをご覧ください。11 ページの下ほどの「特別支援学校における農業分野への就労促進モデル事業の実施」につきましては、知的障害のある生徒の農業法人への一般就労を目指しまして、明和および七尾特別支援学校において、モデル事業に取り組んでおります。

具体的には、農業法人、農林水産部、特別支援学校および農業高校教員、県教委で構成する運営協議会を立ち上げ、農業法人の方々に障害特性の理解を深めていただく機会を設けるとともに、特別支援学校の教員を対象に、農業に関する専門知識の習得や指導力の向上を図る研修会を行った上で、生徒を対象に農業法人の経営する農場等の見学や体験実習を実施したことを記載しております。

12 ページをお開きください。一番上の「特別支援学校卒業生のトライアル雇用」についてです。特別支援学校の卒業生で、一般就労を目指したものの就労先が決まらない者や職場に定着できず離職した者を、非常勤職員としてトライアル雇用する中で、一般就労に必要な知識・技能の習得および向上を図ったことを記載しております。

13 ページの下ほどの「高校生等の障害者理解の促進」につきましては、令和元年度に「共生社会づくり条例」が施行されたことを踏まえ、高等学校の教育相談担当教員を対象に、発達障害を含む障害のある生徒の障害特性および基本的な支援の在り方について学ぶ障害者理解促進セミナーを開催し、障害および障害者についての理解・関心を深め、教員の指導力向上を図ったことを記載しております。

14 ページをお開きください。四つ目の柱は「豊かな心と健やかな体を備えたタフな人づくり」でございますが、こちらにつきましては、15 ページの下ほどをご覧ください。「学校におけるカウンセリングの強化」につきましては、いじめや不登校等の問題の対応に当たるスクールカウンセラーを増員し、児童生徒へのカウンセリングや保護者への助言など、学校における教育相談体制の充実を図ったことを記載しております。

17 ページをお願いいたします。「いしかわ子ども自然学校の実施」につきましては、少年自然の家等において、いしかわ子ども自然学校を開校し、本県の豊かな自然を生かしたさまざまな体験プログラムを実施しているところがございますが、昨年度から新たに、スキーや雪遊びなどを楽しむ「ウィンターチャレンジ」を実施し、自然体験活動の充実を図ったところがございます。

20 ページをお願いいたします。5 番目の柱は、「信頼される質の高い学校づくり」でございます。「キャリアステージに応じた教員研修の実施」につきましては、コロナ禍で集合研修が実施できない際には、研修動画のオンデマンド配信や Web 会議システム等で、研修の機会を確保しながら、急増する若手教員の早期育成に努めるとともに、中堅教員の教科指導力やマネジメント力を身に付けるための研修などにより、教員の資質・能力の向上を図ったことなどを記載してございます。

21 ページの下ほど「教職員の多忙化改善に向けた取組」につきましては、取組 3 年目となる令和 2 年度も、引き続き、モデル校において、教員の意識改革や業務の見直しなどに率先垂範して取り組み、効果のあった取組について、他校への普及を図るとともに、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置を拡充するなど、学校現場の取組に対する支援を拡充したことを記載しております。

24 ページをお開きください。「県立学校の施設設備の整備」につきましては、校舎の老朽化対策として、外壁や屋上の全面改修などの大規模改修を実施するとともに、国の GIGA スクール構想に基づきまして、全ての県立学校において、高速大容量の校内通信ネットワーク環境を整備いたしました。

また下ほどの「県立学校の情報設備の充実」につきましては、金沢錦丘中学校および特別支援学校小・中学部において、児童生徒 1 人 1 台、高等学校におきましては、3 クラスに 1 クラス分の端末を整備いたしました。

27 ページをお願いいたします。6 番目の柱は、「学校、家庭、地域が連携・協力した、社会全体による教育力の向上」でございます。「家庭教育の充実」につきましては、小中学校入学前の子どもを持つ保護者に対しまして、規則正しい生活リズムの重要性や、発達段階を踏まえた子どもとの関わり方などを掲載した「親学びの冊子」を作成・配付するとともに、県内全ての公立小中学校において、入学前の保護者を対象に、「親学び講座」を開催するなど、家庭の教育力の向上を支援したことを記載しております。

続きまして 29 ページをお願いいたします。7 番目の柱です。「生涯にわたり学び続ける環境づくり」です。「県民大学の充実」につきましては、多様化する県民の学習ニーズに応えるため、802 の講座を開設し、開校以来の修了生は、延べ 1 万 9647 名に達したこと、子育て世代を対象とした、「ファミリー・カレッジ in 本多の森」を開催するなど、若い世代の学習機会の充実と生涯学習の振興を図ったことを記載しております。

続きまして 30 ページをお願いいたします。8 番目の柱は、「文化財の保存・活用」でございます。「金沢城の調査研究」につきましては、文献・絵図、建造物、埋蔵文化財などについて総合的な調査研究を行った他、金沢城シンポジウムの開催などにより、金沢城・兼六園の魅力発信に努めたことを記載しております。

続きまして 33 ページをお願いいたします。9 番目の柱です。「ライフステージに応じたスポーツ活動の充実」でございます。「オリンピック・パラリンピック教育の推進」につきましては、東京 2020 オリンピック競技大会に向けまして、オリンピック・パラリンピアンによる講演会や運動部活動の指導など、オリンピック・パラリンピアンと子どもたちの交流を図った他、オリンピックの精神、パラリンピックの意義などについて学ぶ取組を実施したことを記載しております。

下ほどの「全国高等学校総合体育大会（令和 3 年度インターハイ）の開催準備」につきましては、先日、北信越ブロックで全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が開催されましたが、大会の円滑な実施に向け、実行委員会の運営に対して支援したことを記載しております。

34 ページをお願いいたします。「全国高校野球選手権大会および全国高校総体の県代替大会への支援」でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度全国高等学校野球選手権大会および全国高等学校総合体育大会が中止となったことを受けまして、代替として開催される県大会に対し、必要な経費を支援したことを記載しております。

35 ページは 10 番目の柱で、「石川の教育振興基本計画の改定」でございます。本県教育の総合的な指針である「石川の教育振興基本計画」が、前回の改定から 5 年経過したことから、社会情勢の変化や教育を巡る諸課題への対応を適切に反映するため、令和 7 年度までの 5 カ年を計画期間とする新たな計画として、今年 3 月に「第 3 期石川の教育振興基本計画」を策定したことを記載しております。

38 ページをお願いいたします。「教育委員会会議および教育委員の主な活動」でございます。「1 教育委員会会議」につきましては、昨年度は 17 回開催し、議案 38 件、報告事項 31 件につきまして教育委員の皆さまに、精力的にご審議やご意見を頂きました。「2 教育委員の主な活動」につきましては、委員の皆さま方には、大変お忙しい中、年間を通して積極的に活動いただきました。その一覧表でございます。

39 ページからは審議された議案や報告事項につきまして、最後の 41 ページには教育委員会の令和 2 年度の当初予算の概要を記載しております。

本日、審議いただいた後、議会へ報告書を提出するとともに、ホームページに掲載し、公表することとしております。

**【質疑】**

質疑無し

(徳田教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし

## 報告第1号 夏休み期間中における児童生徒の新型コロナウイルス感染防止対策について（江尻教育次長兼学校指導課長説明）

県立学校に対しましては、これまで国の衛生管理マニュアルに基づき、教職員、児童生徒に対して、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いをはじめとした「新しい生活様式」を徹底するよう、さまざまな機会を捉えて、学校に対し、通知あるいは会議等を通じて直接指示を行ってきたところであります。こうした中、夏休み期間中の児童生徒の感染防止のため、夏休みに入る前には、資料にありますように「新しい生活様式」の徹底に加えまして、「緊急事態宣言地域」や「まん延防止等重点措置実施区域」との不要不急の往来の自粛や、不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けることなどを徹底したところであります。

また、飲食を伴う場面での対応として、普段会わない人や大人数・長時間での飲食は慎重に判断するよう徹底した他、部活動については、7月28日の「ステージⅣ（感染拡大緊急事態）」発出を受けまして、現在、合宿、県外への遠征、県内の高校生同士の練習試合を禁止とし、寮や寄宿舎での対応として、居室内でもマスク着用を基本とし、密を避けるため、共用スペースを同時に使用する人数や時間を制限するなど、夏休み中の感染防止対策の徹底を図ったところです。そして、まん延防止等重点措置が適用されて2週間ほどが経過しておりますが、現在は感染経路が推定可能な事例のうち、家庭内感染と思われる事例が5割と大変大きくなっており、その結果、児童生徒の感染事例が急増しているところです。

4月以降の児童生徒の感染者、学校数は、下の方に参考として記載しておりますとおり、7月に入り急増しております。現在は、夏休み期間中のため、休業期間中であり、授業は行われていないことから、学校内の感染拡大という事態には至っておりませんが、来週から、2学期が始まると校内での感染拡大に危機感を持っているところです。

こうした中、先週19日には、臨時の県立学校長会議を開催し、改めて、児童生徒および教職員に対し、感染防止対策を徹底するよう指示した他、児童生徒の感染は、家庭内感染のケースが多いことから、保護者ご自身を含め、家庭全体での感染対策を一層徹底していただくことをさまざまな機会を捉えて、保護者に伝えていただくよう、学校長に指示したところです。

また、学校内で教職員に感染対策のアドバイスをする役割を担っております養護教諭に対しまして、今月中には、本県のコロナ対策本部会議のアドバイザーである、市村金沢大学教授に講師となっていただき、新型コロナウイルス感染症をテーマにした研修をオンデマンド形式で実施することとしております。

小・中・高の養護教諭のみならず、管理職をはじめ広く教職員にも視聴するよう周知し、新型コロナウイルス感染防止に関する知識を身に付けていただき、今後の感染防止対策に生かしてまいります。

また、8月20日には文部科学省からの通知、文科大臣の会見がございまして、新学期に向けての感染対策の徹底が通知されました。4点ほど内容を紹介しますが、1点目、国は全国一斉の臨時休校は要請しない。2点目、地域一斉の臨時休校は、当該地域の社会経済活動全体を停止する場合に取るべき措置であり、慎重に検討する。特に小中学校は避けるべきである。3点目、緊急事態宣言地域の高校は、時差登校、

分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を積極的に検討する。4点目、抗原簡易検査キットを高校に加え小中学校にも配布すること。などが、その内容であります。また文科省は、児童生徒、教職員の感染が確認された場合、学級単位、または学年単位、または学校全部での臨時休校を保健所等の判断を踏まえて検討することとしており、本県では感染が確認された場合、いったん学校全体を休校にして、保健所の判断を踏まえまして消毒や濃厚接触者の確認など必要な措置を取ってから再開するという方向で現在動いております。

また基本的な感染対策を改めて徹底するよう、部活動は一部制限を含め感染対策の徹底をすることとされておりまして、先ほど述べたような対応をしております。

また学校行事も、感染対策の実施を前提に実施を検討するようにと文科省は言うておりまして、これも、感染対策を十分講じながら工夫して取り組んでいく方向で進めております。いずれにしましても、緊張感をもって学校現場における感染対策の一層の徹底に努めてまいりたいと考えております。

(徳田教育長)

全国的に20代以下の感染が急増しているということで、石川県も、先ほどの資料にあります。8月17日現在の数字で、89校の小中高に感染者が出ているという状況で、それ以降、毎日のようにぽつぽつと出ております。今は夏休みですので授業等が行われていないので、そんなに大きな影響は出ていないのですが、来週から2学期が始まる中、今申し上げたような対策をしっかり講じていく必要があると思っております。

文科省のガイドラインは、教職員、あるいは児童生徒の感染が確認された場合、校内での感染の恐れがある場合は、まずは学級単位、次は学年単位、あるいは学校全部というような形で、3段階の選択肢があるというガイドラインになっております。石川県の場合は、昨年度から、まずは感染者が1人でも出た場合は、いったん学校を閉じて休校扱いにして、保健所に濃厚接触者の調査をしていただいて、その結果、PCR検査を受けるべき人が出てくれば、その結果を踏まえて学校の再開を判断するというような形を取っております。校内で感染が拡大しないよう、これまでも万全の対策を取ってきておりますので、これからも児童生徒、教職員で感染者が1人でも出た場合、いったん学校を全部閉じると、これからもそういった形で対応していく必要があります。

また、家庭内感染が5割ということで、児童生徒の体調が悪い場合もそうですが、ご家族の方の体調が悪い場合も、児童生徒さんに登校をさせないでほしいということ、これはお願いですけれども、こういったことを学校長の方からしっかりお伝えしていく必要があるということで、先般の校長会でもこちらから申し上げた次第です。

【質疑】

(高野委員)

授業で体育や音楽などがありますし、また給食等もあるのですが、それらの実施に関しては学校の判断に任せるといえることでしょうか。また、9月、10月になると体育祭や文化祭等があるかと思うのですが、それに関しても、教育委員会から一律こうす

べきだというのではなくて、学校の事情に合わせてケースバイケースで判断してもらおうと捉えればいいのでしょうか。

(江尻教育次長兼学校指導課長)

まず授業ですが、こちらは文科省の方からマニュアルで、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」としまして、生徒が長時間近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、また近距離で一斉に大きな声で話すような活動、室内で近距離で行う合唱や管楽器の演奏、それから近距離で活動する実験観察、共同制作や調理実習、このようなものは、石川県が5月に石川緊急事態宣言が発出されてから、これを控えるようにと県から案内しておりまして、市町にも参考ということで案内しております。学校はそれを踏まえて控えております。

それから学校行事ですが、こちらは修学旅行も含めて、生徒が楽しみにしているということもございまして、文科省も安易に中止としないようにとということでもありますので、何らかの工夫をしながら感染対策を十分に講じて、実施できる範囲でやってほしいと学校に伝えているところです。

(新屋委員)

簡易キットを学校に配布するという話がありましたが、それはどんな使い方をするのでですか。

(居村保健体育課長)

国の方で各学校に最低50回分、多ければ100回分ということで、その回数分のキットを学校の規模に応じて配布します。具体的には、学校に登校してきた後で、体調が悪かったり発熱した生徒に、保護者の同意を得た上で教員が検査を行うということが想定されています。今日確認をしたのですが、各学校の方には実物が現在届いておりませんが、案内は、保健体育課から学校の方にしてしております。そのうち届くと聞いており、それを活用するという方向で今案内をしている段階です。

(徳田教育長)

当然、発熱している方は、できるだけ登校をしないということですが、例えば学校に登校して、お昼を過ぎてから熱があるということで保健室に来て、そのときに抗原簡易キットで、10分から15分で陽性か陰性が判定できます。ただ、それで確定ではないので、それを受けて保護者の方に子どもさんと一緒に医療機関へ行っていただきます。できるだけ早く感染者を発見する簡易キットを、国の方から近々、学校に直接送られてくると。これは高校と特支の高等部だけなのですが、文科大臣は、20日の会見で、小中や幼稚園にも国の方から配布するという方針をおっしゃっていました。できるだけ早く感染している人を発見して、医療機関の方へつないでいくために簡易キットを活用してほしいという方針のようです。

いずれにしても、来週から2学期が始まりますので、我々としても緊張感を持って、しっかり対応していきたいと思っております。



## 報告第2号 教職員の多忙化改善に向けた3年間の取組の総括について（岡橋教職員課長説明）

1 ページ目の資料 1-1 をご覧ください。「本県における多忙化改善のこれまでの取組」を記載してあります。本県では平成 29 年 4 月から教職員勤務時間調査を実施し、同年 8 月、教職員多忙化改善推進協議会を立ち上げ、協議を重ね、平成 30 年 3 月に、「時間外勤務時間の月平均を前年度より減少させる」「3 年間で月 80 時間を超える教職員ゼロを目指す」ことを達成目標とする「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」を策定し、同年 4 月より、学校現場、教育委員会が足並みをそろえて多忙化改善に向けた取組を進めてきました。

以後、協議会において、取組の進捗や課題について協議を重ねる中、令和 2 年 3 月、取組方針を改定し、具体的な取組内容の充実を図るとともに、国の指針を踏まえ、時間外勤務時間の上限を月 45 時間、年間 360 時間とする中長期的な目標を付加しました。

2 ページ、資料 1-2 につきましては「教職員の多忙化改善に係る国の動向」を記載してあります。ここでは説明を割愛させていただきます。

3 ページの資料 2-1 をご覧ください。「[分析 1-1] 教職員の時間外勤務時間 月平均の推移」について記載してあります。小中高いずれの校種においても、平成 29 年度から令和 2 年度まで 3 年連続で減少しております。資料 2 の詳細につきましては、5 月の当会議にて報告させていただいておりますので割愛させていただきます。

次に、4 ページ、資料 2-2 をご覧ください。「[分析 1-2] 教職員の時間外勤務時間、月 80 時間を超える教職員の割合の推移」についても、3 年間のさまざまな取組の成果により、月 80 時間を超える教職員の割合はいずれの校種においても 3 年連続で減少しております。

次に 5 ページ、資料 3 をご覧ください。「[分析 2] 「取組方針」において今後対応が必要とした三つの大きな課題」について説明いたします。なお、ここでは、令和元年度の 3 月、令和 2 年度 4 月、5 月は一斉休校、8 月は授業実施などのコロナの変動要因があったことから、これらの影響が少ない 10 月から 12 月の第 3 四半期のデータを用いて、4 年間の比較を行い、それぞれの結果を用いて説明していきます。

まず課題①「中学校教員の時間外勤務が特に長い」についてです。その下の大きい囲みには、R2 年 3 月の取組方針改定版における 2 年間の取組の分析と課題が記載してあります。上段にあります、部活動を担当する教員の時間外勤務時間の月平均のグラフをご覧ください。中学校、高等学校それぞれ、時間外勤務時間の月平均とその内訳を棒グラフで、その右側に月 80 時間超の割合を年度ごとに示してあります。これを見ると、中学校で部活動を担当する教員の時間外勤務時間の月平均、月 80 時間超の割合はともに減少しています。これは、部活動休養日や活動時間の設定、部活動指導員配置などによる部活動指導時間の縮減が要因と考えられます。今後さらなる部活動指導時間の縮減のためには、部活動指導に熱心な意欲ある教員の士気に留意しつつ、交代で指導できる体制を整えるよう努めるとともに、教員数や生徒数を踏まえた部活動の精選が必要であります。また、国が進める部活動指導の地域移行を進めるなどの抜本的な対応も必要であります。また、さまざまな課題があります。

次に課題②「教頭・主幹教諭等の中間管理職等の時間外勤務が長い」についてです。下段にあります、教頭の時間外勤務時間の月平均のグラフを見て分かるように、教頭の時間外勤務時間の月平均、月 80 時間超の割合はともに小中高全ての校種で減少しています。これは、各学校において定時退校日や最終退校時刻の設定などの取組で職員の退勤が早まったことにより、教頭自身の退勤時刻が早まったことや、勤務時間外の留守番電話対応の実施、また、教頭の業務の一部を他の職員に割り振るなどの業務の平準化を行ったことが要因と考えられます。しかしながら、教頭の職務の特殊性からこれ以上教頭の業務の平準化を進めていくことは容易ではありません。

6 ページをご覧ください。課題③「年代が低いほど時間外勤務が長い」ことについてです。上段の年代別教職員の時間外勤務時間の月平均のグラフをご覧ください。青で記載している H29 年度においては、全ての校種で年代が低いほど時間外勤務時間が長くなる傾向があり、オレンジで記載している R2 年度においても依然として同じ傾向が見られます。下段の 30 歳以下の教職員の時間外勤務時間の月平均の H29 から R2 までの年度推移のグラフを見ると、全ての校種において時間外勤務時間の月平均、月 80 時間超の割合はともに減少しています。これは、中学校、高等学校においては部活動指導時間の縮減が大きな要因であります。また、令和元年度から各学校で完全実施となった若手教員早期育成プログラムによる校内でのさまざまな研修を通じたアドバイスにより、効率的に業務を進めることができるようになったことも減少の要因と考えられます。今後も若手教員早期育成プログラムを推進していく必要があると考えております。

次に 7 ページの資料 4 をご覧ください。「[分析 3-1] 教職員の意識」についてです。この資料は、令和 3 年 6 月に実施した多忙化改善に関する意識調査の結果から一部を抜粋したものです。調査対象として県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 88 校を抽出し、当該校の教職員、合計 2615 名から回答を得ました。①～⑦の項目ごとにグラフは、その上に記載してある質問に対して、そう思う、やや思う、どちらともいえない、あまり思わない、思わない、これらのそれぞれの割合を示したもので、○で囲んである割合は、そう思うとややそう思うと回答した割合を合わせた肯定的な回答の割合を記載してあります。右側には上の欄に事務局の分析、下の欄には取組に関する回答者の自由記述を抜粋して掲載してあります。①の学校ごとの月 2 日以上の「定時退校日」の設定については約 4 割の教職員が時間外勤務の縮減に効果があったと回答しています。時間が来たら退校しよう意識しているといった記述がある一方、生徒が学校にいる限り退校できないという記述もありました。②の最終退校時刻の目標設定については 4 割以上の教職員が時間外勤務の縮減等に効果があると回答しています。

③の夏期休業中の学校閉庁日の設定については、6 割以上の教職員が多忙感の改善等に効果があると感じていると回答しています。3 年間で取組が浸透し効果が上がったと考えることができます。

④の部活動の休養日や活動時間については、休養日は週 2 回以上、平日 1 日と土曜日または日曜日とし、1 日の部活動時間は平日 2 時間程度、休日は 3 時間程度とした設定は中学校で 7 割以上、高校で 6 割の教職員が効果があると回答しています。このルールは 3 年間でほぼ定着し、時間外勤務時間の縮減の大きな要因となっていると考

えられます。一方、仕事のやりがいがないので制限しないでほしい、部活動の外部委託を望むなどの記述がありました。

8 ページをご覧ください。⑤の教職員の多忙化改善に向けた取組への「保護者・地域理解」については、3 割以上の教職員が進んだと回答しています。これまで教職員の多忙化改善に向けたリーフレットを作成・配布するなど保護者や地域の方々に理解と協力を求めてきました。連携の窓口となる管理職の多くは理解が進んだと実感しています。PTA 活動については、PTA 主導とすることで教員の負担が減ったなどの記述がありました。

⑥の業務の平準化については、業務の平準化が配慮されていると感じている教職員は全体の 2 割程度の回答にとどまっており、特に時間外勤務時間が長い教職員ほど、平準化の配慮がなされていないと感じている割合が高いという結果になっております。

⑦の 3 年間の取組の中、自身の働き方についての意識の変化については、7 割以上の教職員が意識の変化があったと回答しています。

その下のグラフをご覧ください。変化があったと回答した教職員のその主な変化の内容は、業務に見通しを持つよう心掛けるようになったが最も多いです。

次に 9 ページの資料 4 「[分析 3-2] 多忙化改善に関する意識調査 自由記述より一部抜粋」をご覧ください。その一部を①～⑥の項目ごとに記載してあります。

①業務量の精選・削減について、最初の黒ポツでは、さらに業務の精選を、三つ目の黒ポツの 2 行目には、持ち帰り業務もある。最後の黒ポツには、調査・報告など削減可能なものはまだあるといった記述があります。

②外部人材の活用について、二つ目の黒ポツに、サポートスタッフが多いと子どもと向き合う時間の余裕ができる。四つ目の黒ポツに、部活動に関しても地域が担っていくべきだ。しかし現状だと難しいといった記述があります。

③校務の ICT 化について、最初の黒ポツに、校務支援システムの導入や ICT 化を進めることでさらに改善につながると思うといった記述がありました。

④コロナ禍で見えてきたことについて、最初の黒ポツで、コロナ禍で出張が精選されていることはよい、出張せずにリモートやオンラインで、といった記述がありました。

⑤今後の多忙化改善全般について。二つ目の黒ポツに、職員全員が意識して、取り組まないと目立った改善は望めないといった記述がありました。

⑥定数改善について。小中高特別支援学校といったさまざまな校種の方から教員数を増やしてほしいといった記述がありました。

最後に 10 ページ、資料 5 「3 年間の取組の総括」をご覧ください。昨日の多忙化改善推進協議会において確認した、3 年間の多忙化改善に向けた取組の総括について説明いたします。

その取組の成果として、最初の枠にあるように、時間外勤務時間の月平均および月 80 時間を超える教職員の割合はいずれも、年々減少。見通しを持って業務に取り組むなど、教職員の働き方について意識の変化があったことから成果は確実に現れました。しかしその一方で、二つ目の枠にあるように、時間外勤務時間が月 80 超の教職員はゼロとなっていない状況、特に、中学校は他の校種と比較して多い。教職員意識調査からは、業務の削減、校務の ICT 化など、多忙化改善を進める余地がまだまだある

との意見が多い。これらのことを踏まえ今後の方針として、国による定数改善を引き続き求めていくとともに、多忙化改善を不断の取組として、これまで3年間の取組を後退させることなく、深掘りした取組を進めていく。今後の目標として月80時間を超える教職員ゼロを目指すとともに、中長期的な目標として、文部科学省が定めた指針の上限時間の範囲内1カ月45時間、1年間360時間を目指すいたしました。その目標達成のためには、「多忙化改善に向けた取組方針」を今後も着実に推進し、例えば記載してある五つの点について深掘りした取組を進めていくこととしました。

一つ目は、GIGAスクール構想を通し、授業や校務のICT化を積極的に進める。二つ目は、昨年度来のコロナ禍での対応を今後の多忙化改善に生かす。三つ目は、若手教員早期育成プログラムによるサポート体制の一層の充実。四つ目は、教員数・生徒数を踏まえた部活動の精選および部活動指導員の積極的な活用に加え、部活動の地域移行に向けた実践研究。五つ目は、学校現場の業務縮減に向けた教育委員会の取組をさらに進める。また、引き続き、国に対して定数改善計画の策定を要望していく。

以上のことを協議会において確認したところであります。なお、今後につきましては、3年間の取組について、報告書を作成、保護者や地域の方々に改めてリーフレットを配布し、勤務時間調査を簡易化した形で継続するとともに、今後も「多忙化改善推進協議会」を開催することも確認いたしました。

(徳田教育長)

これ以上時間外勤務時間を大幅に下げるといのはなかなか難しいと思いますが、いずれにしても、この3年間で後退させてはいけません。定数改善の要望というのは当然ですが、アンケートを見ると、小さいことではございますが、やらなければならないことがあるということで、資料5に書いてあるように、もう少し深掘りできる取組があるのではないかと、あくまで例示ですけれども、そういったことに取組ながら、その結果を毎年1回、推進協議会にフィードバックして、関係者が共有して現場にそれを生かしていく形で総括をいたしました。

【質疑】

(眞鍋委員)

細かいところで、10ページの「学校給食費等の徴収管理業務の公会計化などを進める」というところなのですが、そうになっていなくて、教員が業務として徴収しているという市町がどれくらいあるのでしょうか。どうしてこういったことが簡単に進まないのかというのを教えていただきたいです。

(杉中教育次長)

給食費を公会計化しているかは、これは19市町ばらばらなのですけれども、元々の取組方針を策定したときにも、やはり教員がやる業務ではなくて、これは教員ではない方にやってもらうというように切り離していくべきであろうと、そういう方針でした。それ以来、この3年間の間にかなり進んできています。小中学校のことで、各市町において、予算が必要なわけですので、市町それぞれがご判断いただくことと思っております。ただ、最近かなり進んでおまして、いろいろな市町がこれに向けて動いてきていることは確かだと思います。

(眞鍋委員)

改善の状況にあることは理解いたしました。ぜひ先生が本来業務に集中できるような形に、各市町の教育委員会に強く働き掛けていただければと思います。

(徳田教育長)

これは最初、原案に入っていなかったのですが、市町教育委員会の委員さんがこれはもっとやるべきだということで、市町教育委員会として全市町でやっていこうということで入ってきました。全国的にも、まだそんなに進んでいないのですが、徴収業務と、滞納されている方の債権管理を学校の先生方がやっているの、そこまでは先生の仕事ではないのではないかと。一般会計に入れて、そして徴収なり債権管理も別の事務の方がやるべきではないかということは数年前から言われ出して、全国的にも少しずつ進んでいますし、石川県内も、以前から見るとある程度進んでいますけれど、まだまだやっていないところがあるはずなので、市町教育委員会としても、ここは十分自覚して、これを最後に入れ込んでほしいと言われた経緯がございます。

(新家委員)

資料4を見ながら話をさせていただきます。いろいろな細かいことも含めて、3年間改善されて一步一步進んでいるのだろうなという全体的な感想を持っています。ただ、これからまた3年、4年、5年、ある意味継続的にやっていかれるのだろうと思うのですが、いろいろな方の意見を聞くと、これから要は、やはり言葉で言うSDGsの世界だねという話があります。やはり教育現場も、ある意味SDGsに乗る、どういう形がいいのかという議論をする必要があるのではないかと思います。特に高校生などは、「君たちも、学校のことを考えてよ」という形の中で、生徒も含めた中で学校のことを考えていこうと、明るいイメージにしていけないと、制限、制限ばかりでやっていると、しんどくなってしまいう感じがします。そういう意味で、SDGsを踏まえた私の提案なのですが、「学校みんなで行っていこうね。先生だけではないんだよ」といった話をしていただけると、明るくなって一歩進むかなと感じます。感想です。

(杉中教育次長)

直接のお答えはできませんが、昨日、協議会に出られた委員さんの発言の中にも、ここ数年見ている、以前は不夜城と言われているような学校だったのだけれども、少しずつ先生の意識が変わって、自分が本来やらなければいけない業務は何なのかということと、余裕を持って職務に当たるということで、子どもたちに目配りができるようになってきた。あるいは、部活動の土日の休養日というものを必ず1日取るということで、教員も生徒も月曜日の朝、大変元気な顔で学校に来ている。これまでのような眠くて、目をこすりながらという状況ではなくなってきているということもあるようです。

特に部活動などは、学校教育活動の一つということもありますが、一方で、子どもたちの健康管理という部分でも、しっかり休みを取って、部活だけで土日を終わらせてしまうのではなくて、どうやってこれから自分の大事な時間を使っていくかということを考える時間にしなければいけないと思います。まさに委員からもお話がありま

したが、学校だけではなくて、いろいろな社会の中で子どもたちを鍛えていくというか、育てていくという機運を盛り上げていく上でも、きちんとやっていくべきと感じています。

(高野委員)

学校現場にいたときに、多忙化改善の話は初めて聞き、教員の業務改善や多忙化改善というのは、人数が変わらないと絶対無理だと当時は思っていました。ところが、この資料を見て、この3年間でこれだけ時間が減るということは、すごく意識が変わったし、大変な改善のための努力があったのだなということを改めて思いました。どちらかというと、教員は当時、遅く帰るのが美德みたいな意識があって、早く帰るのは仕事をしていないみたいな意識が学校現場でありました。それが今このように数字が変わっているということは、本当に教員が自分たちの仕事に関して見つめ直して、質の高い仕事をするようになったのだなと改めて感じました。

資料の中で一つだけ気になった点があって、7ページの①です。学校ごとの「定時退校日」の設定は、4割の教職員が効果があると感じているとなっているのですが、「あまり感じない」「思わない」というのが、肯定的な意見よりもパーセントが高いのです。それを考えると、この資料から、この表現をするのは無理なのではないかと感じるのです。これは学校現場の方に定時退校日が名目だけというか、単なるスローガンではなくて、学校現場の方に、作った以上は週1回だろうが、月1回だろうが、この日はしっかりと帰るというような意識を管理職や教職員が徹底して行わないと、この数字が逆転しないのではないかと思いますので、そんな意識にならないかなと思いました。

(杉中教育次長)

資料4の①②の定時退校日とか最終退校時刻が、他の学校閉庁日や部活動休業日から見て、少し効果が低いという状況にあるわけですが、これはお聞きしますと、例えば若手の教員で、もう少し明日の授業のために教材研究したいのだけれども、どうしてもその時間になったら帰らなければいけないというジレンマみたいなものがある。周りから帰れと言われて、どうしても帰らなければいけない。今日は残業してはいけなと言われてしまう。その分、もしかすると持ち帰りをしなければいけなくなる。そういったことがあって、ジレンマを感じていらっしゃる方がかなりいらっしゃると思います。そういった教員の意欲も大事にしながら、教材の共有化であるとか、そこはベテランがきちんとフォローしていくとか、そういった部分で、その方たちがいい授業ができるようにきちんと担保していくことも同時にしていかなければいけないのではないかと思います。

(新屋委員)

この3年間の取組で、着実に時間外の縮小ができたことは非常に良かったかなと思います。ただ、目標としては、まだクリアしていない課題も多いわけですね。最後のところにも書いてありますが、報告書を関係機関へ配布し、それから保護者、家庭や地域に配布してPRしていくということが書いてあります。私の印象だけかもしれないのですが、コロナの問題が起きてから教員の働き方の問題に関する社会や国の注目度

が、ちょっと少なくなってきたいて、コロナの方にみんな注目しまっているような気がしないでもないので、引き続き、教員の働き方は現状がこうで、まだまだ課題があるということを国に対しても、あるいは地域や家庭の皆さんに対してもしっかり理解していただいて、運動を進めていっていただきたいと思います。

(徳田教育長)

確かに自分たちでやっても、それが周りの方に理解されていないと全然効果がないので、国の方にも今まで定数改善の要求を出していますが、この報告書がきちっとまとまったら国に説明に行つてこようと思っています。石川県はここまでやっているのだよと。全国都道府県でここまでやっているのは、石川県を含めて少数だと思います。しかも、毎四半期ごとに数字を出させて集計している。この作業量もかなりボリュームがあって、今回は意識調査もしましたので、できる限り現場の状況というのを捕捉しているつもりであります。国の方は、来年か再来年ぐらいに全国的な勤務実態調査をするということが言われておりますが、ある意味では、本県は数年前からこういうことをやっているのだから、こういう結果を、報告書がまとまったら国の方にも持って行って説明をする。このことが、なぜ定数改善の要求をしているのかという大きなよりどころになっていることを理解してもらえるように、そして、PTAのいろいろな会合にも時間を取ってもらって、リーフレットをただお渡しするだけではなくて、そのリーフレットを基に説明をして、保護者の方に浸透させていくという取組もこれからやっていく必要があると思っています。3年間を総括しただけで終わりではなくて、これを多様な方々に理解してもらおうといったことにも力を入れていく必要があると思っています。

いずれにしても、この3年間で終わりではなくて、勤務時間調査は少し簡易化して、あまり負担にならないようにデータを頂いて、それを定期的に多忙化改善推進協議会にフィードバックする。国の方も、これからいろいろな動きが出てくると思いますので、我々の取組で足らざるところがあれば取り入れていき、言うなれば不断の取組として、これをさらに着実に進めていくという方針で、これからも臨んでいきたいと思っています。また、その都度、節目節目で教育委員会会議にも報告をさせていただきたいと思っています。

(徳田教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第 27 号 令和 4～6 年度使用石川県立中学校教科書の採択について

江尻教育次長兼学校指導課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 28 号 令和 4～6 年度使用石川県立特別支援学校中学部教科書の採択について

江尻教育次長兼学校指導課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

・ 閉会宣言

徳田教育長が閉会を告げる。